

## 西武信用金庫との高齢者等の見守りに関する協定の締結について

区と西武信用金庫は相互に協力体制を確立し、高齢者、障害者、子ども(以下「高齢者等」という。)が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、以下のとおり協定を締結する。

### 1 取り組み概要

西武信用金庫の日常業務において、高齢者等に関して、何らかの異変に気づいた場合に、業務に支障のない範囲で当区に連絡する。

区はその状況を確認し、当該区民への支援が必要と判断した場合には、速やかに関係機関等と連携して支援等に係る活動を実施する。

### 2 活動の対象とする地域

中野区内で西武信用金庫が日常の業務を行う地域。

### 3 相互理解

両者は、高齢者等への見守り活動の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築し、継続的な見守り活動が実施できるようその体制の確立に努める。

### 4 協定の有効期限

協定締結の日から令和5年3月31日まで(更新可)

### 5 今後の予定

令和4年12月7日 協定締結